足立区教育委員会会議録

会議名	平成２４年第２回足立区教育委員会臨時会		
開会月日	平成２４年８月１６日（木）	場所	教育委員会室
会議時間	（開会）午前・(午後)　３時００分　～　（閉会）午前・(午後)　３時２４分		
休憩時間	①（休　憩）午前・午後　時　分　～　（再会）午前・午後　時　分 ②（休　憩）午前・午後　時　分　～　（再会）午前・午後　時　分		

委員の出席						
	委員長	桑　原　　勉	出席	委　員	花　岡　惠　三	出席
	委　員	和　田　成　夫	出席	教育長	青　木　光　夫	出席
	委　員	小　川　正　人	出席	出席委員５名、欠席委員０名		

出席説明員					
鈴木　一夫	学校教育部長	出席	村岡　徳司	子ども家庭部長	出席
荒井　広幸	教育政策課長	出席	永井　章子	子ども家庭課長	出席
中村　敏夫	学校適正配置担当課長	出席	鳥山　高章	保育計画課長	欠席
高橋　秀幸	学校支援課長	欠席	向井　功至	保育課長	欠席
下河邊純子	放課後子ども教室担当課長	欠席	大谷　博信	青少年課長	欠席
大山日出夫	学校施設課長	欠席	境　博義	教育相談センター所長	出席
稲本　望	学校改築担当課長	欠席	宮田　資朗	こども家庭支援センター所長	出席
渡邉　昌道	学務課長 おいしい給食担当課長	欠席	鯨井　利昭	生涯学習振興公社理事長	欠席
宮澤　一則	教育指導室長	欠席			
浅見　信昭	教職員課長	欠席			
山崎　宏	服務担当課長	欠席			

書記		
山崎　弘孝　庶務係長	小倉　勝己　庶務係主査	依田　慶子　教育政策担当係長
矢神　功義　教育政策担当係長	徳広　敦志　教育政策担当係長	鎌滝　三郎　子ども家庭係長

傍聴者	なし

会議に付した議題

別紙、会議次第の通り。

平　成　２　４　年　第　２　回
足　立　区　教　育　委　員　会　臨　時　会

日　　時　　平成２４年８月１６日　木曜日　午後３時００分開議
会　　場　　足立区教育委員会室

１　議 事 日 程　　頁

日程第１ 第４４号議案 足立区こども支援センターげんき条例の進達について　……１

２　報 告 事 項

①　千寿第五小学校のプール工事等禁止仮処分命令申立の結果について
《中村 学校適正配置担当課長》……７

平成２４年８月１６日

足立区教育委員会

午後３時００分開会

○委員長　ただいまから本年第２回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

―――――――――◇――――――――

○委員長　初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に小川委員、花岡委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

―――――――――◇――――――――

○委員長　それでは、日程第１、第４４号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第１、第４４号議案足立区こども支援センターげんき条例の進達について。

以上。

○委員長　第４４号議案について、村岡子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　それでは、資料の６ページをごらんいただきたいと思います。

件名は記載のとおりでございます。

足立区教育相談センターと足立区こども家庭支援センターを統合し、名称を変更するとともに、本条例を制定するものでございます。なお、現在の足立区教育相談センター条例及び足立区こども家庭支援センター条例は廃止をいたします。

初めに、統合に伴う新組織名称は「足立区こども支援センターげんき」でございます。これは子どもや子どもを育てている家族などを支援することで、子どもや家族、また子どもにかかわる人たちに、元気になってほしいという思いを込めてつけさせていただきました。

２番でございますが、新組織の住所でございます。足立区梅島３－２８－８、現在の足立区教育相談センターのあるところでございます。

統合の目的は、子どもをとりまく教育・家庭問題に対して、学校及び家庭における教育に係る相談と、家庭における子どもの養育に係る相談を一体的に行い、子どもの心身の健やかな成長を支援することでございます。

特徴は、記載の３点でございます。

１点目は、教育・家庭問題の相談に対して、子どもの教育相談と家庭支援を一体化することで、円滑な連携及び問題の迅速な対応を行うことができるというものでございます。

２点目は、いじめ、虐待、不登校などの相談に対して、児童生徒の発達状態、自尊感情の欠落などの心理的要因と、教育面・養育面を含む社会環境要因の評価を一箇所で行うことにより、適切な対策を講じることができるというものです。

３点目として、個別面接における心理的支援と、訪問や関係機関調整などによる社会的支援の両側面から支援を行うことができるという点でございます。

恐れ入ります。１ページをおあけください。こちらに条例の全文を載せてございます。

第１条の目的、及び、第２条の名称及び位置につきましては、ご説明をさせていただいたとおり

でございます。

第３条の事業でございますが、６点ございます。第１号及び２号のうち、子どもの養育につきましては、こども家庭支援センターが主に所管していた事業でございます。また、教育についての部分は、教育相談センターが主に所管していた事業でございます。これを一体化して規定をしてございます。

３号及び５号につきましては、教育相談センターのこれまで所管していた事業を継続して規定するものでございます。

４号、６号につきましては、両センターでこれまでも対応していた事業でございます。

４条以下の施設、貸し出しについての規定につきましては、これまでの教育相談センター条例に規定しているものと基本的には変更がございません。

６ページをおあけください。

施行年月日は、２５年４月１日でございます。

本議案議決後に、足立区長に進達をする予定でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第４４号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

花岡委員。

○花岡委員　様々な事例に、相談員と家庭支援員が連携して対応するということは、非常に良いことかなと思っています。学校現場としても相談しやすくなると思いますし、よりよい解決方法が見つかるのではないかと思います。説明資料の４番の特色（１）に迅速な対応を行うことができる。とあります。非常に期待をしていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○委員長　小川委員。

○小川委員　確認ですが、この統合によって、人的な配置とか組織編成に大きな変化は生じるのでしょうか。

○委員長　教育相談センター所長。

○教育相談センター所長　人員的には今の両センターの職員を合わせた人数より若干少なくなります。所長と庶務係長の２名分が減になります。

○委員長　小川委員、よろしいでしょうか。

○小川委員　１年くらい経過した時点で、統合することでどういう効果があったのか、しっかり検証して、またご報告いたけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかにございますか。よろしいですか。

（なし）

では、ないようですので、意見なしと認め、これより第４４号議案足立区こども支援センターげんき条例の進達についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

―――――――――◇――――――――

○委員長　それでは、続いて報告事項に入ります。

①について中村学校適正配置担当課長お願いいたします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長　それでは、７ページをお開きください。

件名は記載のとおりでございます。

内容でございまが、７月１０日に、東京地方裁判所に千寿第五小学校のプール工事等禁止仮処分

の命令申立が出されました。これにつきまして、８月１３日付けで却下の決定が出されましたので、ご報告をいたします。

決定書から一部抜粋、または一部要約した概要をこちらに記載してございます。

主文ですが、各申立ていずれも却下という内容でございます。また、申立費用は債権者の負担となるということでございます。

また、裁判所の判断につきましては、大きく、二つございます。

一つは、自分の生命・身体を守る権利と、その子女の生命・身体の安全を守る権利についての内容でございます。

二つ目が、その子女に教育を受けさせる権利についてでございます。

一つ目の身体を守る等の権利については、校庭の面積が８５０平米になるということで、児童の生命・身体の安全に具体的な危険が及ぶおそれが高いことの疎明はないということでございます。裁判官の心証を得るような疎明はないという内容でございます。

また、災害時に小学校の機能に影響があるということについても、その身体を守る権利や安全を守る権利が侵害されるおそれが高いことの疎明もないという内容でございます。

教育を受けさせる権利につきましては、一般的に通学可能な範囲内に設置された、教育を受けるにふさわしい環境にある学校で教育を受ける権利を保障したものに留まるという内容でございまして、特定の学校で教育を受ける、受けさせることまでも保障してはいないという内容でございます。

本件小学校が廃止された場合にあっても、社会生活上通学可能な範囲に足立区が設置した学校で教育を受けることが出来、教育を受けさせる権利は保障されているという判断をしてございます。

また、本件の計画の遂行によって、児童の生命・身体に危険が生じうるような教育環境の著しい悪化は、予見されることがないということで、疎明がないという内容でございます。

更に、ガイドラインの基準に本件が反するか否かということと、債権者の子女に教育を受けさせる権利が侵害されたか否かは、直接関係するものとはいえないほか、保護者らの意見を十分に聴取・反映して進められたか否かということについても、債権者らの子女に教育を受けさせる権利の侵害とは直接関係がないという内容でございます。

こういったことで、却下の結論が出てございます。

今後についてですが、今後も引き続き安全を第一に考えながら、増築の新校舎の建設工事等を進めてまいります。

以上でございます。

○委員長　ただいま、中村課長から報告事項がありました。この件につきまして、各委員からご質疑、ご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員　説明を聞いた限り、妥当な裁判所の判断と思います。これを受けて、統合の話し合いをスムーズに円滑に進めていっていただきたいと思うのですが、反対されている方々は、この判決を受けて今後どのような対応をされると思われますか。

○委員長　学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長　この仮処分の決定に対しての債権者の反応や動きにつきましては、直接、私どものほうにはまだ伝わってございません。

ただ、この結果を踏まえて、保護者への説明会を休み明け早々に企画してまいります。その中で、今後の学校運営についての話し合いができればと思っております。また、地域においても早々に、

防災機能等についてのご説明を進めてまいりたいと思っております。

○委員長　よろしいでしょうか。ほかには。

青木委員。

○教育長　地域からも、特に跡活用についての要望や懸念の声があがっております。地域の皆さんと一緒に、安全面を配慮した具体的なプランをつくって行きたいと考えております。今回のこの決定が、良い方向へのきっかけになればと思っています。そういう方向で進めていきたいと思います。

○委員長　ほかにはご意見、ご質疑、ございませんか。

（なし）

ほかにないようでしたら、報告事項について終了いたします。

―――――――――◇――――――――

○委員長　それでは以上をもちまして、本年第２回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後３時１４分閉会